

2019年（令和元年）8月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

東京オリンピック・パラリンピックの開催準備に関すること
に係るコンピュータ処理について（答申）

2019年（令和元年）7月22日付けで諮問（第976号）された東京オリンピック・パラリンピックの開催準備に関することに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

東京2020オリンピック競技大会・セーリング競技の開催に向け、本市では、藤沢市・都市ボランティアの募集、運営を行い、大会開催に向けた研修を提供している。

今回、東京2020大会組織委員会が募集、運営する大会ボランティア及び東京都をはじめとする全国の開催自治体が募集する都市ボランティアに対して、日本財団ボランティアサポートセンターから共通研修用のeラーニングのプラットフォームが提供される。

日本財団ボランティアサポートセンターから共有されるeラーニングプラットフォームを使用するに当たり、藤沢市・都市ボランティアの名簿を一部利用してID登録、受講管理等を行うことから、条例第18条の規定に基づき、コンピュータ処理について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性について

大会ボランティア及び全国の都市ボランティアに共通で提供される研修の受講に当たっては、eラーニングプラットフォームの利用が必要になる。

管理者となる東京オリンピック・パラリンピック開催準備室では、藤沢市・都市ボランティアの受講者ID登録や受講状況の確認、受講者への電子メールによる通知をeラーニングプラットフォームで行う。

また、受講者においても、eラーニングプラットフォーム上で、ログインパスワードの再発行を行う。

イ コンピュータ処理に係る個人情報の項目

電子メールアドレス

電子メールアドレスについては、ボランティアへの応募時に、各個人から、ボランティアの募集、運営に利用することについて、同意を得たうえで取得済の情報であるが、eラーニングプラットフォーム上での研修実施に使用することについて、改めて同意を得る。

なお、IDについては、東京オリンピック・パラリンピック開催準備室が任意に作成する番号を各受講者のIDとして付番する。電子メールアドレスと同様に、研修実施に当たり、eラーニングプラットフォーム上で付番することについて、改めて同意を得る。

(3) 安全対策

ア 藤沢市の安全対策

(ア) 受講者ID登録のために作成するファイルについては、パスワード設定を行うと共に、東京オリンピック・パラリンピック開催準備室内に設置している端末に保存し、使用する。

端末にアクセスする際は、生体認証を設定すると共に、東京オリンピック・パラリンピック開催準備室長に使用を許可された必要最小限の職員に限定する。

(イ) 受講状況を管理するため、eラーニングプラットフォームにアクセスする際は、生体認証を設定された、東京オリンピック・パラリンピック開催準備室内の端末を使用すると共に、東京オリンピック・パラリンピック開催準備室長に使用を許可された必要最小限の職員に限定する。

(ウ) 電子媒体に保存する場合は、パスワード処理をする。

(エ) 電子媒体の授受や返却時には、管理簿に記載する。

(オ) 協定先に電子媒体でデータを受渡しする場合、日時及び受け

渡す社員の氏名を事前に確認しておき，双方複数人で行う。また，その際には受渡簿を作成し，双方で確認する。

(カ) やむを得ず紙に出力したデータについては，鍵のかかるキャビネット等で管理し，使用終了後は執務室内でシュレッダーなどにより確実かつ速やかに廃棄する。

イ 協定先に対して求める安全対策

藤沢市と日本財団ボランティアサポートセンターで協定書を締結することで，eラーニングプラットフォームの提供を受けることとなっており，2019年（令和元年）8月から協定締結を予定している。当該協定先に対して求める安全対策は次のとおりとする。

なお，協定先が，eラーニングプラットフォームの構築・提供業務を別の者に委託した場合は，その者に対しても同様の安全対策を遵守させるものとする。

(ア) 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を，施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理する。

(イ) 個人情報及び機密情報の運搬には盗難，紛失，漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じる。

(ウ) 個人情報及び機密情報の管理に当たっては，管理責任者を定めるとともに，情報の無断持ち出しの禁止を徹底する。

(エ) 業務目的物の作成のために，業務に係る情報を記録した一切の媒体については，業務履行完了後に記録媒体上に含まれる当該業務に係る情報を全て消去する。

なお，指示に応じて，記録媒体を確実に物理的に破壊し，又はすべての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄する。

(オ) 情報システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため，情報のアクセスを制限できる機能を備える。ユーザーがアクセス可能なデータや実行可能な権限は，業務要件に対して必要最小限となるようアクセス制御する。

(カ) 外部との接続のある情報システムにおいて保護すべき情報を利用者が直接アクセス可能な機器に保存しないよう，情報を保存する機器の内部ネットワークに設置する。

(キ) アクセス記録等が窃取，改ざん，誤消去等されないように必要な措置を講じる。

(ク) 利用者のアクセス権を適切に管理するため，利用者が用いるアカウント（識別コード，認証情報，権限等）を管理（登録，更新，停止，削除等）するための機能を備える。

(ケ) 不正プログラム（ウイルス，ワーム，ボット等）による脅威に

備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。

- (コ) サーバ、ネットワーク機器は、管理区域（ネットワークの基幹機器、重要な情報処理システムに係る機器等を設置し、専ら当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋又は電磁的記録媒体の保管庫）に設置又は保管し、管理区域から外部に通ずるドアは必要最小限とし、鍵、監視機能、警報装置等によって入退室の管理を行い、許可されていない立入りを防止する。

以上に加え、コンピュータ処理を伴って個人情報を取り扱う場合について、協定先は条例、藤沢市情報セキュリティポリシー、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程並びにデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守して、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(4) 実施時期（予定）

ア コンピュータ処理を必要とする期間（管理者による e ラーニングプラットフォーム利用期間）

2019年（令和元年）11月1日から2020年（令和2年）3月31日まで

イ 都市ボランティアによる受講期間

2019年（令和元年）12月1日から2020年（令和2年）2月29日まで

(5) 提出書類

ア 概要説明資料

イ 協定書（案）

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、大会ボランティア及び全国の都市ボランティアに共通で提供される研修の受講に当たっては、e ラーニングプラットフォームの利用が必要になる。管理者となる東京オリンピック・パラリンピック開催準備室では、藤沢市・都市ボランティアの受講者ID登録や受講状況の確認、受講者への電子メールによる通知をe ラーニングプラットフォームで行う。また、受講者においても、e ラーニングプラットフォーム上で、ログインパスワードの再発行を行う、としてい

る。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(3)のア(ア)から(カ)まで及びイ(ア)から(コ)までにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

ア 藤沢市の安全対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 ア(ア), ア(イ)

(イ) 利用後にデータを確実に消去するための措置 ア(カ)

(ウ) データ媒体の安全性を高めるための措置 ア(ウ), ア(エ), ア(オ)

(エ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

ア(ア)

(オ) 日常的な安全対策 ア(カ)

イ 協定先に対して求める安全対策

(ア) データ媒体の紛失を防ぐための措置 イ(イ)

(イ) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 イ(オ)

(ウ) 利用後にデータを確実に消去するための措置 イ(エ)

(エ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

イ(オ), イ(カ), イ(キ), イ(ケ)

(オ) 必要最小限の従事者以外の者によるデータの外部への持ち出しを防止するための措置 イ(ウ)

(カ) 日常的な安全対策 イ(ア), イ(コ)

(キ) その他安全対策を高めるための措置 イ(ア), イ(ク)

以上に加え、コンピュータ処理を伴って個人情報を取り扱う場合について、協定先は条例、藤沢市情報セキュリティポリシー、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程並びにデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守して、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上